

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行った一時扶助決定処分（令和5年10月2日付〇〇号（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

令和5年8月21日から同月23日まで〇〇のため入院した。7月中旬ごろから症状は悪化していた。そのため、猛暑の中を公共交通機関で移動するのが難しくタクシーを使用したところ、入院日8月21日のタクシーは必要ではないと認められず、公共交通機関（バス代）が扶助された。事前にその旨の連絡もなかった。

今回の件は、以前からの既往症である〇〇で定期的な通院をしていたことからはじまっている。これまでもよほど症状が悪くない限りタクシーの利用をしていない。趣旨に基づき考えるとタクシーを必要としないと判断された根拠が不明である。また以前から救急車を呼ぶほどではないが公共交通機関での通院が困難な際は、タクシーを使用することが認められる場合があると確認している。タクシーの要、不要の判断は主治医に意見書を求めることも承知している。

以上のことから、タクシーを使用する必要がなかったとは言いきれない。よって上記の処分は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、

棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 2月10日	諮問
令和7年 5月27日	審議（第100回第2部会）
令和7年 6月27日	審議（第101回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

法11条1項は、保護の種類として、医療扶助（4号）を掲げ、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「移送」（6号）等を規定している。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4は、「移送に必要な最小限度の額」としている。

(2) 申請による保護の開始・変更

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、

程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

これらの規定は、同条9項により、要保護者等からの保護の変更の申請について準用される。

(3) 医療移送費

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）は、移送の給付については、個別にその内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること（本件要領第3・9・(1)）とし、給付の範囲については、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合（同・(2)・イ）等を挙げる。

(4) 移送の給付決定に関する審査

「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成20年4月4日付社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、医療扶助の移送費の給付決定に関する事務手続等を定めている。

課長通知は、移送の給付の必要性については、診察、治療等に係る医療扶助の給付の必要性とは別途の観点から判断する事項（移送の必要性、交通手段の妥当性等）があり、福祉事務所において責任をもって審査をする必要がある（課長通知1）とし、給付手続について、一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となる、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと（課長通知3・イ・(イ)）とする。

(5) 本件要領及び課長通知の位置付け

本件要領及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件申請に本件病院へのタクシーを利用した通院移送費が含まれていることから、本件病院に移送の給付の要否を照会し、收受した給付要否意見書を基に、嘱託医協議を行って検討しており、本件申請の審査は、課長通知に定める手続

(1・(4))に沿ってなされたものと認められる。

そして、医療扶助による移送の給付は、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであるところ(同・(3))、処分庁が收受した給付要否意見書は、傷病名を「〇〇」とする請求人について、傷病の程度及び給付を必要とする理由が「①時々腹痛・腹満あり。2023.8.17食事とれないと受診、点滴」、「②(略)8.23退院」とあることから、同月17日往路及び同月23日復路についてはタクシー代の給付を認め、処分庁が、本件申請のうち、同月17日往路及び同月23日復路については、請求人の病状からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるものと判断し、両日の通院移送費としてタクシー代を支給したことは相当といえる。

これに対し、傷病の程度及び給付を必要とする理由が「少なくとも②(2023.8.21)の入院時に関して、タクシーは必ずしも必要としない」とあることから、同月21日のタクシー代の給付を要しないとするものであり、嘱託医の審査を経た上で、処分庁が、本件申請のうち、同月21日のタクシー代について、タクシー等を必要とする真にやむを得ない理由がないと判断し、当日の通院移送費としてバス代を支給したことは相当といえる。

したがって、医療移送費を求める本件申請について、処分庁が、本件要領及び課長通知に基づき医療移送費を支給した本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正になされたものであって、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件申請のうち、入院時に自宅から本件病院まで利用したタクシー代が通院移送費として認められないことから、本件処分の違法、不当を主張する。

しかし、処分庁が本件要領及び課長通知に基づき医療移送費を支給した本件処分に違法又は不当な点がないことは、上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令

解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己